

セーフティネット保証 5 号の対象業種に「広告業」指定予定

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証 5 号について、指定予定業種の通番 436、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）細分類番号 7311 で「広告業」も指定される予定です。

指定期間：令和 3 年 8 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日

セーフティネット保証 5 号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 80%保証を行う制度。

（参考；信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号）

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5 %以上減少。
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で 2 億 8, 0 0 0 万円 →

※セーフティネット保証 4 号とは併用可だが、同じ枠になる



<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210623002/20210623002.html>